

春日井市ごみステーション設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の衛生的で快適な生活環境の保全を図り、家庭ごみを安全かつ効率的に収集するため、ごみステーションの設置及び維持管理方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年春日井市条例第7号)第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。
- (2) ごみステーション ごみ収集日に、家庭ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (3) 町内会等 区、町内会及び自治会をいう。
- (4) 利用者 ごみステーションを利用する者をいう。
- (5) 集合住宅 共同住宅及び連続建住宅をいう。
- (6) 開発行為等 戸建住宅及び集合住宅の新築並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定するものをいう。

(設置)

第3条 ごみステーションの設置は、利用者と町内会等が共同して行うものとする。ただし、住宅の計画戸数(以下「住戸数」という。)が4戸以上の開発行為等を行うとき(10戸未満の開発行為等において、ごみステーションの設置が困難なため近隣のごみステーションの利用について町内会等の承諾を得た場合を除く。)は、当該開発行為等を行う者が当該開発区域内に設置するものとする。

(設置基準)

第4条 ごみステーションの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 概ね10世帯につき1か所とすること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) ごみステーションの位置等について、次のとおりであること。
 - ア 原則として公道(通り抜け又は方向転換ができる公道(国道19号を除く。)に限る。第3項第1号において同じ。)に面するものであること。
 - イ 交差点、交差点の隅切り、横断歩道から5メートル以内でないこと。ただし、信号及び横断歩道が無く、かつ交差する道路のそれぞれの幅員が6m以下の交差点については、この限りでない。
 - ウ 停留所、安全地帯及び踏切から10メートル以内でないこと。
 - エ イ及びウに定めるほか、道路交通法(昭和35年法律第105号)に抵触す

ることなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行うことができるこ
と。

オ ごみステーションとごみ収集車の停車位置の間に収集作業の障害とな
る物がないこと。

カ ごみステーション前に側溝がある場合は、蓋等を設置すること。

(3) ごみステーションに隣接又は相対する民家等がある場合は、当該民家等
の住民の了承を得たものであること。

(4) 個人所有の土地をごみステーションとして使用する場合は、所有者の了
承を得たものであること。

(5) その他市長が必要と認める基準に該当すること。

(構造)

第5条 住戸数が4戸以上の住戸を建築する際に設置するごみステーションの
構造については、住宅の形態及び住戸数の区分により、別表第1及び別表第
2のとおりとする。

(協議)

第6条 次に掲げる者がごみステーションを新設、移設又は廃止しようとする
場合は、ごみステーションに関する協議書（別記様式）を当該行為の概ね2
週間前に市長に提出しなければならない。

(1) 町内会等

(2) 所有者又は管理者

(3) 開発事業者（集合住宅の開発行為等に限る）

(維持管理)

第7条 ごみステーションは、当該ごみステーションの利用者及び管理者が維
持管理するものとする。

2 前項の維持管理は、次に掲げる事項を遵守し、行わなければならない。

(1) ごみステーション及びその周辺を常に清潔に保ち、生活環境を損なわな
いように努め、その対策を講じること。

(2) 家庭ごみの飛散防止措置に努めること。

(3) 家庭ごみの収集に従事する者の安全確保に十分配慮するものとし、安全
確保ができない場合は、改善の措置を講ずること。

3 集合住宅の所有者又は管理者は、家庭ごみの分別区分、排出日時、排出場
所、排出方法等を居住者に周知するとともに、これらを遵守しない者に対し
て、遵守するよう指導しなければならない。

4 ごみステーションの利用者は、自ら維持管理するごみステーション以外に
家庭ごみを排出しないよう努めなければならない。

5 市長は、ごみステーションの維持管理について、必要な指導及び助言を行
うことができるものとする。

(利用の調整)

第8条 住戸数が10戸未満の開発行為等を行う者は、ごみステーションについて町内会等との協議が整わないときは、市長と協議するものとする。

(ごみステーションの無償使用)

第9条 寄付採納されたごみステーションは、当該ごみステーションを利用する者に無償での使用を認めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行し、同日以後に第5条の規定に基づく協議を行うごみステーションについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、令和元年6月1日に設置するごみステーションから適用し、同日前に設置したごみステーションについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市ごみステーション設置要綱の規定は、令和4年4月1日以後に設置するごみステーションについて適用し、同日前に設置したごみステーションについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係） 戸建住宅

	4～9戸	10戸以上
寸法	(1) 間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下とし、最低でも1.5m ² の面積とした上で、戸数×0.2m ² 以上の面積を確保すること。なお、数値は全て有効寸法とする。	(1) 間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下とし、最低でも2.0m ² 以上の面積とした上で、戸数×0.2m ² 以上の面積を確保すること。なお、数値は全て有効寸法とする。 (2) 1か所当たりの利用世帯数が10世帯を超える場合は、2か所に分散して設置することも可とする。
構造	(1) コンクリート又はブロック等の腐食しない材料で開口部以外の3面に囲いを設け、床面は舗装等とすること。 (2) 囲いの高さは内法高で1m以上とすること。 (3) 原則として開口部分が公道に面するものであること。 (4) 道路面との段差を設けないこと。 (5) 勾配を設けて水はけを良くし、雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。 (6) 防鳥用ネットなどを設け、ごみ飛散防止対策をすること。 (7) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさで作成し、設置すること。 ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの (8) 屋根、扉を設ける場合はあらかじめ市と協議すること。 (9) 市への寄付採納を予定している場合は、ごみステーションを他の構造物とは独立させること。 (10) 囲いの内側にごみストッカー等を追加設置する場合は、1戸当たり45ℓのごみ袋が2つ以上排出されるものとし、これを収納できる容量のものとすること。	

別表第2（第5条関係） 集合住宅

	4～9戸	10戸以上
寸法	(1) 間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下とし、最低でも1.5m ² の面積とした上で、戸数×0.2m ² 以上（ワンルーム形式の場合は戸数×0.06m ² ）の面積を確保すること。ただし、上部が開口するごみストッカーを設置する場合はこの限りでない。 なお、数値は全て有効寸法とする。	(1) 間口を1.5m以上、奥行きを1m以上2m以下とし、最低でも2.0m ² の面積とした上で、戸数×0.2m ² 以上（ワンルーム形式の場合は戸数×0.06m ² ）の面積を確保すること。また、51戸目からは1戸あたり0.1m ² とすること。ただし、上部が開口するごみストッカーを設置する場合はこの限りでない。 なお、数値は全て有効寸法とする。 (2) 1か所当たりの利用世帯数が10世帯を超える場合は、2か所に分散して設置することも可とする。

構造	<p>1 ごみストッカー又は倉庫型の集積所を設置しない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) コンクリート又はブロック等の腐食しない材料で開口部以外の3面に囲いを設け、床面は舗装等とすること。 (2) 囲いの高さは内法高で1m以上とすること。 (3) 原則として開口部分が公道に面するものであること。 (4) 道路面との段差を設けないこと。 (5) 勾配を設けて水はけを良くし、雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。 (6) 防鳥用ネットなどを設け、ごみ飛散防止対策をすること。 (7) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさで作成し、設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの (8) ごみステーションを建物の壁面及び土留めとは独立させること。 <p>2 ごみストッカーを設置する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 1戸当たり45ℓのごみ袋が2つ以上排出されるものとし、これを収納できる容量のものとすること。 (2) 全面パネルの高さが概ね70cmを超えるものは、そのパネルが手前に倒れるか下降する構造とすること。 (3) ごみ袋が外部から視認できる構造とすること。 (4) 背面部分を公道に向けないこと。 (5) 上部の蓋については、軽量かつ耐久性のある材料とし、落下防止装置又は衝撃軽減装置等により急激に落下もしくは閉鎖しない構造であること。 (6) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさで作成し、設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの <p>3 倉庫型のごみ集積所を設置する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高さは2m以上とすること。 (2) 扉を設置する場合は、全面開放したときの開口部が1m以上で、引き戸、シャッター等で収集作業に支障がないものとすること。 (3) 背面部分を公道に向けないこと。 (4) カギを取り付ける場合は、収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。 (5) ごみ袋が外部から視認できる構造とすること。 (6) 次に掲げる必要事項を明記したごみステーション表示板を適切な大きさで作成し、設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 排出する際の注意事項 イ 家庭ごみの種類及び収集曜日 ウ 禁止事項その他市長が定めるもの
----	--

春日井市ごみステーションに関する協議書

年　月　日

(宛先)春日井市長

町内会名

会長又は

担当役員

電話

ごみステーションについて、次のとおり協議します。

協議事項	新設・変更・廃止
理由	
場所	春日井市
利用世帯数	世帯
看板	設置する・設置しない

※ ごみステーションの設置場所付近見取図を、別途添付してください。

注1) ごみステーションの設置は、1か所概ね10世帯としてください。

注2) 協議書を提出後、収集開始までに1~2週間の期間が必要です。

注3) 隣接及び相対する民家等がある場合は、設置等の説明をし、必ず了承を得てください。

注4) 個人所有の土地をごみステーションとして使用する場合は、所有者に設置等の説明をし、必ず了承を得てください。

注5) ごみ収集日については、後日連絡します。なお、看板を設置する場合は、清掃事業所より町内会へ貸与いたします。

調査員氏名

調査日 年　月　日

調査状況

① 指摘事項 [無・有()]

② 経過
.....
.....
.....
.....

③ 調査の結果 許可・不許可

④ 収集開始日 燃やせるごみ 年　月　日()から

燃やせないごみ 年　月　日()から

資源 (プラ) 年　月　日()から

(古紙) 年　月　日()から

(缶類) 年　月　日()から

(金属) 年　月　日()から

春日井市ごみステーションに関する協議書

年 月 日

(宛先)春日井市長

事業者	住 所
	社 名
	代表者
	電 話

ごみステーションについて、次のとおり協議します。

協議事項	新設・変更・廃止	
入居予定日	年 月 日	
所 在 地	春日井市	
住宅の名称		
世帯区分	一般世帯・ワンルーム・寮・その他()	
利用世帯数	世帯	
管 理 会 社	住 所	
	社 名	
	電 話	

※ ごみステーションの設置場所付近見取図を、別途添付してください。

- 注1) ごみステーション設置工事施工前に、協議書を提出してください。
- 注2) 協議内容に変更があった場合は、必ず清掃事業所までご連絡ください。
- 注3) 現地確認を行うため、ごみステーションが完成次第、清掃事業所までご連絡ください。
- 注4) 現地確認後、協議内容と相違がなければ、収集開始となります。収集開始日については、後日連絡します。収集開始までに1~2週間の期間が必要です。
- 注5) 引越し時のごみについては、ごみステーションに出さないでください。

調査員氏名

調査日 年 月 日

調査状況

- ① 指摘事項 [無 · 有()]
 ② 経過
-
-
-
-

③ 調査の結果 許可 · 不許可

④ 収集開始日 燃やせるごみ 年 月 日()から

燃やせないごみ 年 月 日()から

資源 (プラ) 年 月 日()から

(古紙) 年 月 日()から

(缶類) 年 月 日()から

(金属) 年 月 日()から